

八千代市多文化共生プラン

八千代市

平成22年 3月

はじめに

近年、国際化の進展など、地域を取り巻く社会環境は大きく変化してきております。

本市におきましても、現在、外国人登録者数は約4,200人で、この10年間で1.6倍増加しております、総人口に占める比率も2%を超え、在住外国人との共生は大きな課題となっております。

この様な状況を踏まえ、本市では、これまで関係部局や市民団体等の関係機関と連携を図りながら、多文化理解事業や日本語講座の開催など、在住外国人を支援する取り組みを行ってまいりました。

このたび、これらの事業をより一層効果的、効率的に推進するため、市の基本的な考え方や施策を明らかにした「八千代市多文化共生プラン」を策定いたしました。

今後も、市民の皆様をはじめ、行政関係機関、市民団体、企業等と連携、協働し、本プランの基本目標である「互いの文化を認め合い、誰もが住みやすいまちづくり」を目指してまいりたいと考えております。

最後に、本プランの策定にあたり、ご尽力をいただきました八千代市多文化共生プラン策定懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申しあげます。

八千代市長 豊田俊郎

« 目 次 »

第1章 策定の趣旨

I	プラン策定の背景	1
II	プランの目標期間	1
III	本市の現状と課題	
1	国際化の現状	1
2	国際化に伴う課題	4

第2章 基本的な考え方

I	目標	6
II	基本方針	6
III	施策の体系	7

第3章 多文化共生に向けての具体的施策

1	コミュニケーション支援	
(1)	地域における情報の多言語化	8
(2)	日本語の学習支援	8
2	生活支援	
(1)	教育支援	9
(2)	医療・保健・福祉支援	9
(3)	防災支援	10
3	多文化共生社会の地域づくり	
(1)	地域社会に対する多文化共生の啓発	10
(2)	外国人住民の地域参加	10
4	国際感覚あふれる魅力あるまちづくり	
(1)	国際的な意識の向上	11
(2)	姉妹都市などの交流	11

第1章 策定の趣旨

I. 策定の背景

近年では定住する外国人が増えてきており、これらの外国人に対して、生活習慣や言葉の違いにより、医療や学校などの生活していく上で必要な情報が伝わらないことや、市民との摩擦の原因となることが増える傾向にあります。

このような状況の中、本市ではこれまでの国際交流を中心とした国際化施策の展開に加え、今後は、外国人を「生活者」として捉え、市民が互いの文化を認め合いながら、地域の一員として地域づくりに参加できる「多文化共生」の環境づくりへの対応が必要となりました。

本市では、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の基本的な考え方や施策を明らかにし、具体的に推進するための「八千代市多文化共生プラン」を策定いたしました。

多文化共生とは・・・国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(多文化共生の推進に関する研究会報告書 2006年3月・総務省)

II. プランの目標期間

本プランの目標期間は、平成22年度を初年度として、平成26年度を目標年度とする5年間とします。また、社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

III. 本市の現状と課題

1. 国際化の現状

(1)外国人住民の状況

今日では、情報技術・経済をはじめとしたあらゆる分野でグローバル化が進み、国際化が一段と進んでいます。法務省の発表によると、平成20年末現在における外国人登録者数は221万7,426人で前年比3.0%

増、総人口の 1.74%を占めています。本市においても毎年外国人登録者数が増加し、平成 21 年 1 月末現在では 4,171 人、人口比 2.19%となっています。また、この 20 年間の総人口と外国人登録人口の人口動態を見てみると、総人口の増加率が 27.2%であるのに対し、外国人登録人口は 780.3%と、約 29 倍の増加率となっています。(表 1 参照)

国籍別ではブラジルが 1,236 人と県下では最も多く、市内外国人登録者全体の約 30.0%を占めています。次に中国、フィリピン、ペルー、韓国の順になっています。(表 2・3 参照)

表 1 八千代市の総人口と外国人登録人口の増加率

年	総人口(人)	外録人口(人)	外録人口／総人口(%)
昭和 63 年(1988 年)	146,576	468	0.32
平成 5 年(1993 年)	152,702	1,614	1.06
平成 10 年(1998 年)	164,601	2,634	1.60
平成 15 年(2003 年)	177,545	3,297	1.86
平成 20 年(2008 年)	186,425	4,120	2.21

※数値は 12 月末日現在 (ただし、平成 5 年のみ 3 月末現在)

※増加率は当該年の人口とその 5 年前の人口との比較

表2 八千代市の外国人登録者数 上位10カ国

平成20年12月末現在 外録総数：4,120人

順位	国名	人数(人)	割合(%)
1	ブラジル	1,233	30.0
2	中国	663	16.1
3	フィリピン	554	13.4
4	ペルー	493	12.0
5	韓国・朝鮮	413	10.0
6	ベトナム	209	5.1
7	タイ	82	2.0
8	米国	52	1.3
9	バングラデシュ	45	1.1
10	インドネシア	38	0.9

昭和63年12月末現在 外録総数：468人

順位	国名	人数(人)	割合(%)
1	韓国・朝鮮	239	51.1
2	中国	74	15.8
3	フィリピン	64	13.7
4	米国	20	4.3
5	英國	19	4.1
6	インド	7	1.5
6	タイ	7	1.5
8	スリランカ	6	1.3
9	インドネシア	4	0.9
9	スペイン	4	0.9

表3 千葉県の外国人登録人口の状況 上位10カ国

平成20年12月末現在 外録総数：113,024人

順位	国名	人数(人)	割合(%)	1位(人)	2位(人)	3位(人)
1	中国	41,703	36.9	千葉市 9,493	市川市 5,634	松戸市 5,379
2	韓国・朝鮮	18,886	16.7	千葉市 4,790	松戸市 1,931	船橋市 1,902
3	フィリピン	17,324	15.3	千葉市 2,601	松戸市 1,857	市原市 1,672
4	ブラジル	6,095	5.4	八千代市 1,233	市原市 675	船橋市 669
5	タイ	5,511	4.9	千葉市 544	市川市 414	市原市 374
6	ペルー	3,503	3.1	八千代市 493	成田市 485	市川市 366
7	米国	2,318	2.1	千葉市 479	市川市 264	船橋市 215
8	インド	1,802	1.6	市川市 1,015	千葉市 199	松戸市 93
9	スリランカ	1,387	1.2	市川市 249	千葉市 152	船橋市 114
10	ベトナム	1,354	1.2	千葉市 237	八千代市 209	松戸市 187

(2)姉妹都市・友好都市交流の状況

本市では、国際化に対応したまちづくりの一環として、市政 25 周年を記念し、アメリカ合衆国テキサス州タイラー市と平成 4 年 5 月に姉妹都市提携を結びました。これまでに本市からは 169 人の市民がタイラー市を、タイラー市からは 232 人の市民が本市を訪問しています。また、同市出身の外国語指導助手（ALT）が市内中学校で指導しています。

また、昭和 63 年の「ふるさと創生 1 億円事業」を活用して設置された「八千代こども国際平和文化基金」の事業のひとつとして、こども親善大使によるタイ王国バンコク都との交流事業を行っています。この事業の継続と教育・文化など多分野にわたる交流の促進を目指し、交流が 20 年を迎えた平成 20 年の 5 月にバンコク都と友好都市提携を結びました。

(3)国際交流協会の活動状況

平成 18 年 1 月に、市内の国際交流団体 4 団体が集まり、八千代市国際交流協会が発足しました。市民の国際理解と国際化意識を高め、さらなる国際化と世界の平和と繁栄に寄与することを目的とし、タイラー市との姉妹都市交流や語学ボランティア、日本語教室など多様な活動を行っています。

2. 國際化に伴う課題

(1)相互理解を深める機会の充実

外国人住民の中には、日本語がわからないために、日本の行政の仕組みや地域に係わる情報が不足し、本来得られる情報・行政サービスを得られない人がいます。

また、言葉の違いによるコミュニケーション不足や、文化や生活習慣の違いにより、日常生活で守るべきルールがわからず、地域社会において日本人住民と外国人住民との間にトラブルが生じることも少なくありません。

外国人住民が「生活者」として暮らしていくよう、日本語や日本の文化を学習できる機会を創り、行政からは様々な情報を多言語によ

ってわかりやすく伝えていき、日本の社会について理解を深められるような支援が必要となります。

また、外国人住民だけでなく市民全体が共生意識を持つことが大切となります。市民一人ひとりが多文化共生への意識を高め、国際的な感覚を身につけ、地域の外国人住民との共生意識を高めていくことが重要となります。

(2)多文化共生の地域づくり

外国人住民の多くは、地域のコミュニティと関わりを持つことが少ないという現状があります。外国人住民が地域に溶け込みやすいような環境を作ることが、多文化共生の地域づくりには欠かせません。

このような環境を整備するために、地域における交流の機会の提供、そして交流活動の拠点となる場の確保が必要となります。

(3)国際交流の充実

姉妹都市のアメリカ合衆国テキサス州タイラー市や、友好都市のタイ王国バンコク都との交流は、様々な文化を理解する上でよい機会であり、交流事業の拡充を図るとともに、市民が主体となった交流を推進する必要があります。

第2章 基本的な考え方

I. 目標

すべての人々が互いの文化を認め合い、対等な関係を築きながら誰もが自立して暮らすことができる「多文化共生社会」の形成を目指すため、本プランの目標を

『互いの文化を認め合い、誰もが住みやすいまちづくり』
とします。

II. 基本方針

目標を達成するために、次のとおり4つの基本方針を定めます。

1. コミュニケーション支援

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより生じる様々な問題を解決するために、外国人住民に対する支援を行います。

- (1)地域における情報の多言語化
- (2)日本語の学習支援

2. 生活支援

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えていき、生活全般についての支援を行います。

- (1)教育支援
- (2)医療・保健・福祉支援
- (3)防災支援

3. 多文化共生の地域づくり

外国人住民と市民との交流を促進するなど、地域社会に参加しやすい環境づくりを推進します。

- (1)地域社会に対する多文化共生の啓発
- (2)外国人住民の地域参加

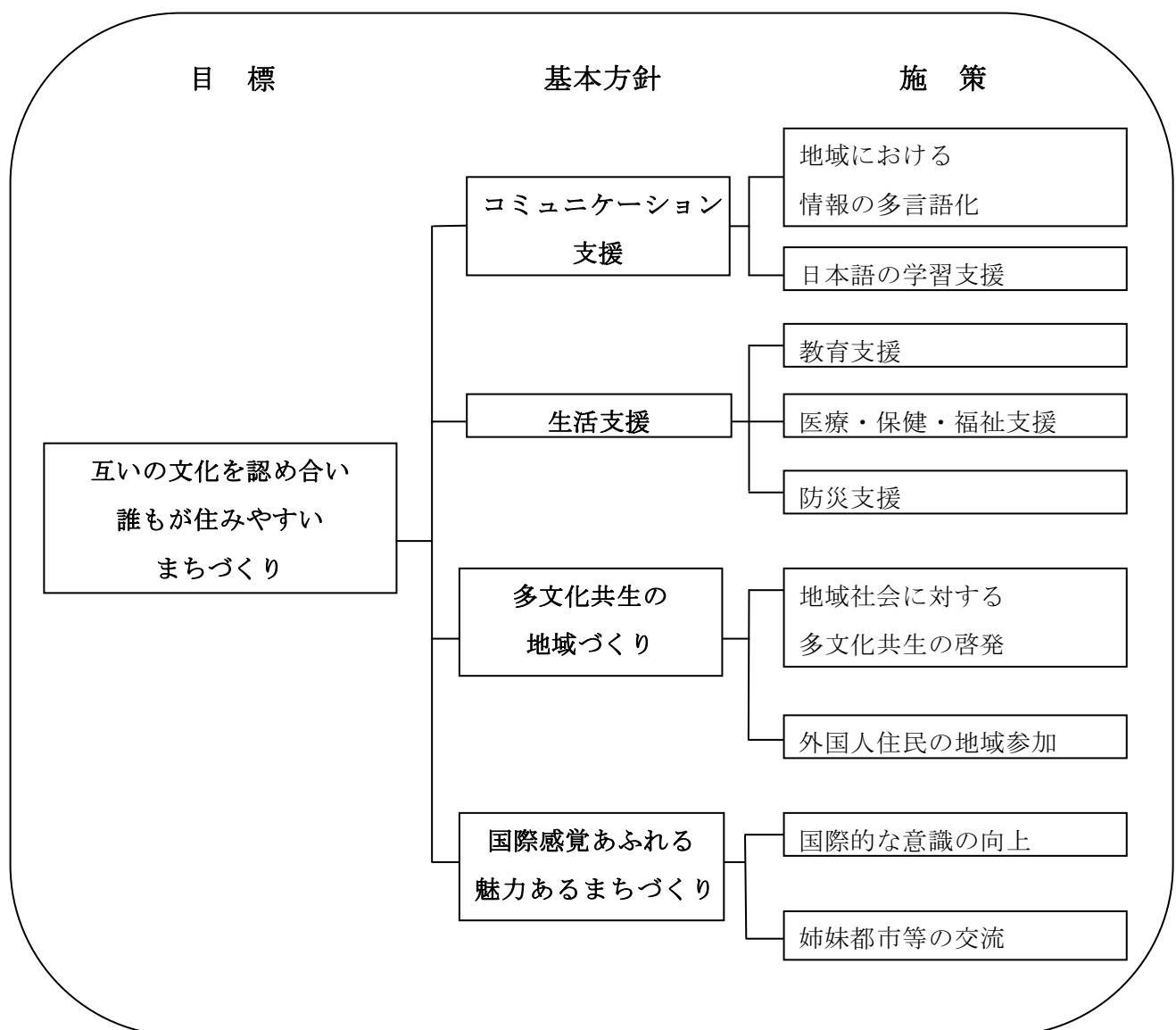
4. 国際感覚あふれる魅力あるまちづくり

国際交流を進めていくことにより、様々な文化の理解、多文化共生意識の向上を図ります。

- (1)国際的な意識の向上
- (2)姉妹都市等の交流

III. 施策の体系

目標を達成するための体系は次のとおりです。



第3章 多文化共生に向けての具体的施策

多文化共生の推進のために必要な施策は次のとおりです。

1. コミュニケーション支援

(1) 地域における情報の多言語化

①多言語による情報提供

市民として守らなければならない義務、地域社会で生活する上で必要となるルールや習慣、地域が行うイベント、また公共施設のサインについて、多言語によって情報を提供します。

②外国人住民のための相談窓口の設置

外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を入手でき、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人相談窓口を設置します。

③市民団体などとの連携

外国人住民への支援を行っている市民団体や関係機関・外国人住民の自主的な活動グループなどと連携し、多言語による情報を提供します。

(2) 日本語の学習支援

①日本語の学習機会の提供

日本語教室を行う団体などを支援し、さまざまな場所で日本語を学習するための機会を提供します。

②日本語指導者の育成

日本語を学習する機会を拡大し充実させるために、日本語指導者を育成します。

2. 生活支援

(1) 教育支援

①学校制度に関する情報の提供

日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多言語で周知します。

②学校や市民団体等と連携した日本語の学習支援

教育を受けるために必要な日本語を習得できるよう、学校や市民団体等との連携を図り、学習支援や母語による学習をサポートします。

③地域の連携を図るための機会の設定

地域の中から子どもに関する情報を得ることができるように、子どもの家庭や学校、地域社会が一体となって取り組みます。

④不就学の子どもへの対応

国籍を問わず将来を担う人材を育てていくため、不就学の子どもを減らします。

⑤多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

⑥幼児教育制度の情報提供及び多文化対応

幼稚園・保育園とも連携しながら、外国人住民に対しての情報提供と言語・習慣面での配慮に努めます。

(2) 医療・保健・福祉支援

①外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

外国人対応が可能な病院や薬局に関して、外国人住民へ情報を提供します。

②健康診断や検診における多言語対応の推進

市が実施する健康診断や検診に際して、外国人住民も受診できるよう多言語による対応を推進します。

③母子保健における対応

検診のお知らせや問診票などの多言語化による対応を推進します。

④福祉制度について

福祉制度について、多言語による周知に努めます。

(3) 防災支援

①防災意識の向上

外国人住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する情報を多言語で周知・啓発します。

②災害に備えての対応

緊急時のための対応として、災害時に外国人住民をサポートするボランティアの育成やネットワークの構築に努めます。また、地域の自主防災組織等との連携を図ります。

3. 多文化共生社会の地域づくり

(1) 地域社会に対する多文化共生の啓発

①意識啓発

国籍や民族の異なる人々が、対等な関係を築きながら共に生きていくために、多文化共生についての意識啓発を推進します。

②多文化共生の拠点づくり

互いの文化についての理解を深めるために、市民団体・関係機関等と協力して、外国人住民と市民とが交流する機会の提供を支援します。

また、多文化共生の地域拠点としての場所の確保に努めます。

③国際支援ボランティアの育成

外国人住民が地域に溶け込みやすい環境を作るために、国際的な感覚と共生意識を持った、国際支援ボランティアの育成を図ります。

(2) 外国人住民の地域参加

①外国人住民とのネットワーク作り

地域の外国人コミュニティのコーディネーターとなる人物を育成し、地域参加の促進を図るため、外国人住民とのネットワーク作りを推進します。

②外国人住民の意見を広く聴く仕組みの構築

外国人住民の地域社会への参加を促進し、地域や市の施策に外国人の意見を広く反映できる仕組みを構築します。

4. 国際感覚あふれる魅力あるまちづくり

(1) 国際的な意識の向上

日本人と外国人が共生する地域づくりを進めるため、多様な文化に触れる機会を充実させ、国際的な意識の向上を図ります。

(2) 姉妹都市等の交流

姉妹都市のアメリカ合衆国テキサス州タイラー市や、友好都市のタイ王国バンコク都との交流を通して、国際理解の推進及び人材育成を図ります。

また、市民団体と連携を図りながら、市民が主体となった様々な形態による交流を推進します。

八千代市多文化共生プラン

編集・発行 平成22年3月

八千代市総合企画課国際推進室

〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

☎043-481-1151 (代表)

<http://www.city.yachiyo.chiba.jp/>